

説 明

この名簿は令和 7 年10月 1 日現在で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき許可を受けている業者です。
 名簿の中で の業者は、佐賀県で認定を受けた優良産廃処理業者で、許可期間が通常の 5 年ではなく 7 年になっています。
 この名簿の略記号については次のとおりです。

略号	内 容
収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業
処分業	産業廃棄物処分業
特管収集業	特別管理産業廃棄物収集運搬業
特管処分業	特別管理産業廃棄物処分業

略号	内 容
○	該当品目につき条件なし。
●	該当品目につき条件あり。条件については備考又は許可証を参照してください。
☆	該当品目につき条件なしで、積替保管が可能。
★	該当品目につき条件ありで、積替保管が可能。条件については備考又は許可証を参照してください。

略号	内 容
感染性	感染性産業廃棄物
処理したもの	処分するために処理したもの
揮発性	引火点 7 0 度 C 以下
腐食性	廃酸は p H 2.0 以下, 廃アルカリは p H 12.5 以上
水銀	水銀又はその化合物
カドミ	カドミウム
有機燐	有機燐化合物
六価クロム	六価クロム化合物
砒素	砒素又はその化合物
シアン	シアン化合物
P C B	ポリ塩化ビフェニル
トリクロ	トリクロロエチレン
テトラ	テトラクロロエチレン
ジクロロ	ジクロロメタン
四塩化	四塩化炭素
1 2 ジク	1・2－ジクロロエタン
1 1 ジク	1・1－ジクロロエチレン
シス 1 2	シス－ 1・2－ジクロロエチレン
1 1 1	1・1・1－トリクロロエタン
1 1 2	1・1・2－トリクロロエタン
1 3 ジク	1・3－ジクロロプロペン
チオベン	チオベンカルブ
セレン	セレン又はその化合物
1 4 ジオ	1・4－ジオキサン
ダイオキシ	ダイオキシン類

略号	内 容
佐内	佐賀中部保健福祉事務所管轄 県内業者
佐外	佐賀中部保健福祉事務所管轄 県外業者 循環型社会推進課管轄 県外業者
鳥内	鳥栖保健福祉事務所管轄 県内業者
鳥外	鳥栖保健福祉事務所管轄 県外業者
唐内	唐津保健福祉事務所管轄 県内業者
唐外	唐津保健福祉事務所管轄 県外業者
伊内	伊万里保健福祉事務所管轄 県内業者
伊外	伊万里保健福祉事務所管轄 県外業者
杵内	杵藤保健福祉事務所管轄 県内業者
杵外	杵藤保健福祉事務所管轄 県外業者

業者一覧の許可日左欄の数字は、許可証に記載されている許可番号の「041」の次にくる数字で、意味は下記のとおりです。

産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	0
	積替を含むもの	1
産業廃棄物処分業	中間処理のみ	2
	最終処分のみ	3
	中間処理・最終処分	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	5
	積替を含むもの	6
特別管理産業廃棄物処分業	中間処理のみ	7
	最終処分のみ	8
	中間処理・最終処分	9